

15 障害者福祉

1. はじめに一基礎構造改革、支援費制度、基本計画、権利条約

2000～2015年の障害者政策は、文字通り「激動」の時代であった。1997年に着手されたいわゆる「社会福祉基礎構造改革」において「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるように自立を支援する」ことが基本理念として掲げられた。サービス利用における利用者と提供者の対等な関係の確立、利用者の選択支援などが謳われ、「措置制度」から脱却し、利用契約制度が模索された。2000年5月「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（基礎構造改革法）」が成立した。2000年代の障害者政策は、この基礎構造改革が提起した「「契約」とは何か」を探索し、具体化することから始まった。

2003年4月、身体障害者福祉法と精神薄弱者福祉法において「支援費制度」が導入され、利用者によるサービス選択、事業者との契約制が導入された。障害者基本法に基づき、2002年12月に10ヵ年の「障害者基本計画」¹が策定され、「必要な法整備」として「総合的」「横断的」な障害者施策がうたわれるなど、障害者自立支援法の必要性に言及した²。

また、この時期の国際的な動向として、「障害者の権利に関する条約」³が、2006年12月に国際連合総会において採択されたことが挙げられる。2007年3月30日の署名式では82か国が署名したが、日本は見送った。2007年9月に日本政府はこの条約に署名した。署名したことは、批准に向けて国内法制を整備することを意味し、当該期の障害者政策を強く規定した（日本の批准は2014年1月）。

2. 自立支援法から総合支援法へ

障害者自立支援法の制定

厚生労働省は2004年2月省内に「障害者の就労支援に関する省内検討会議」を設置し、7月に「障害者の就労支援に関する今後の施策の方向性」⁴を取りまとめ、障害者の就労にかかる福祉施設の体系（3類型）を提示した⁵。社会保障審議会障害者部会では同年7月13日「今後の障害保健福祉施策について（中間的な取りまとめ）」⁶において福祉サービスや就労支援においては「三障害共通」のサービスとし、「幅広く自立と社会参加」を進めるべきことがうたわれ、支援費制度については「サービス提供量等の地域差が大きく」、「一般財源化に対しては地域差が維持ないし拡大するのではないかとの懸念」が示された。また、

¹ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf> 参照。

² 全国社会福祉協議会編、京極高宣著(2005)『障害者自立支援法の解説』、全国社会福祉協議会、25頁。

³ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000171085.pdf> 参照。

⁴ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0709-3a.html> 参照。

⁵ 同前。

⁶ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/s0713-3.html> 参照。

2004年7月6日に「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」⁷が「議論の整理」⁸と「国庫補助基準及び長時間利用サービスの在り方に関する議論の整理」⁹をとりまとめて、支援費制度の問題点について論点を整理した。さらに、障害者の就労支援については2004年9月「障害者の就労支援に関する有識者懇談会」¹⁰が「障害のある人の「働きたい」を応援する共働宣言～共に働き・共に生きる社会づくりを目指して～」¹¹を取りまとめ、発表した。厚生労働省は2004年10月「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」¹²において、「障害保健福祉施策の総合化」「自立型支援システムへの転換」「制度の持続可能性への転換」を掲げた提言をまとめ、社会保障審議会障害者部会に試案として提示した。同障害者部会では10月に厚生労働省から「障害福祉サービス法（仮称）」¹³という名称の新法が提示された。また、利用者負担の在り方についても「利用したサービスの量等に応じた「公平な負担」として審議された。12月の第24回障害者部会において「障害者自立支援給付法（仮称）」として改めて厚生労働省から提案がなされた。これが2005年2月10日「障害者自立支援法案」という名称に修正され、閣議決定された。同法案は国会に上程され10月31日可決・成立し、2006年4月施行された。

障害者自立支援法の見直し

障害者自立支援法には3障害共通の基盤整備を行うなど新しい施策が数多く盛り込まれた。だが「利用したサービスの量等に応じた「公平な負担」として「応益負担」と称する利用者負担を求めたことが障害者当事者から大きな批判を浴びた。それは「障害者自立支援法違憲訴訟」などに発展した¹⁴。2007年12月に与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームが「障がい者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」¹⁵を発表し、「障害者自立支援法の抜本的な見直し」に向けた基本的な課題とその方向性を明示することとした。これにもとづき「特別対策」として利用者負担のいっそうの軽減などが実施された。

民主党は政権に就く前の2009年初頭から「障がい者政策プロジェクトチーム」¹⁶を立ち上げ、障害者自立支援法の改正案の検討に着手していた。2009年9月発足した民主党政権

⁷ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=141284> 参照。

⁸ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0902-3.html> 参照。

⁹ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0902-4.html> 参照。

¹⁰ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=141285> 参照。

¹¹ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/dl/s0929-6a.pdf> 参照。

¹² <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/10/s1025-5c.html> 参照。

¹³ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/11/s1112-6.html> 参照。

¹⁴ 障害者自立支援法違憲訴訟弁護団編（2011）『障害者自立支援法違憲訴訟—立ち上がった当事者たち』生活書院。違憲訴訟運動は2006年10月頃に萌芽がみられ、12月に全体会議が開催され（同著108頁）、2008年10月31日全国一斉訴訟が起こされた。

¹⁵

[http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/0/5c633c6bc83e68492573de002b8bef/\\$FILE/20080128_5shiryuu1.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/0/5c633c6bc83e68492573de002b8bef/$FILE/20080128_5shiryuu1.pdf) 参照。

¹⁶ <http://archive.dpi.or.jp/news/files/pttosushi090302.pdf> 参照。

は衆議院選挙におけるマニフェスト『民主党政策集 INDEX2009』¹⁷で「障害者自立支援法により、利用料の負担増で障がい者の自立した生活が妨げられてしまったことから、…（中略）…、障がい福祉サービスの利用者負担を応能負担とすること、サービス支給決定制度の見直しなどを行い、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定」することを掲げた。その際、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置することも約束した。

2009年12月に民主党政権のもとで、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」¹⁸が内閣総理大臣を本部長として設置された。2010年1月には、「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と厚生労働省との基本合意文書」¹⁹が結ばれ「応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」ことが約束された。

2010年6月7日「障がい者制度改革推進本部」は「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」²⁰をまとめ、これをもとに6月29日「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」²¹を閣議決定した。そこでは「制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法（仮称）」の制定」をうたった。2010年12月推進本部は「障害者制度改革の推進のための第二次意見その1」²² その2」²³をとりまとめた。

新しい法律が準備できるまでの間の当面の対応として、2010年12月「障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（「平成22年整備法」いわゆる「つなぎ法」）が制定された。2011年2月に障がい者制度改革推進本部は障害者基本法の改正案を了承した。これが閣議決定を経て、国会に上程され、7月に改正法が成立した。同年6月には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」も成立した。

障害者総合支援法の成立－総合福祉部会と骨格提言の見送り

既に政府は2010年4月に厚生労働省を事務局として「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（総合福祉部会）」²⁴を設置していた。総合福祉部会は、障害者権利条約と2010年1月「基本合意文書」（前出）を議論の拠り所として、「障がい者総合福祉法」制定に向けた作業チームとしての役割を担った。総合福祉部会は2011年8月「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言－新法の制定を目指して－」²⁵—いわゆる「骨格提言」—を

¹⁷ <http://archive.dpi.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/img/INDEX2009.pdf> のうち、「厚生 障害者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定」を参照。

¹⁸ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html> 参照。

¹⁹ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2010/04/dl/0427-1-68.pdf> 参照。

²⁰ http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/honbu/k_2/pdf/ref2.pdf 参照。

²¹ http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_16/pdf/ref.pdf 参照。

²² <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken2-1-1.pdf> 参照。

²³ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken2-1-2.pdf> 参照。

²⁴ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/> 参照。

²⁵ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/dl/0916-1a.pdf> 参照。

取りまとめ、障害者・障害者団体など関係者の期待が高まった。これに対して、厚生労働省は障害者自立支援法に代わる法律案として「速やかに法制化することが可能な部分を……法案化」したものと2012年2月「厚生労働省案」²⁶を提案した。これは骨格提言と比較すると文字数が少なく、改正の要点のみが記されており、また改正法の名称も明示されていなかった。他方、与党民主党はこれと並行して党政策調査会厚生労働部門会議の障がい者ワーキングチームが法案について検討した。同ワーキングチームは2012年2月21日「厚生労働省案に対する意見」²⁷をまとめた。そこでは厚生労働省案について「未だ不十分な点が散見される」とし、障害者自立支援法の廃止の明記など7項目を提示した。総合部会委員らは骨格提言を法案に反映するように要望した。厚生労働省案をもとに、障害者自立支援法という名称を廃止し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とすることが決まった。こうして2012年3月13日「障害者総合支援法案」が閣議決定され、国会に上程された。衆議院と参議院で各10項目の附帯決議が付され、6月20日可決・成立し、2013年4月（と一部2014年4月）から施行された。

なお、障がい者制度改革推進会議は2012年7月廃止された。社会保障審議会障害者部会は障がい者制度改革推進会議が設置された期間をはさむ2009年1月から2013年6月の間は開催されなかった。

社会保障審議会障害者部会は2013年7月に再開され、総合支援法の施行に関する課題と改正精神保健福祉法の施行に関する課題の検討から着手した。障害者部会は関係団体へのヒアリングも含めて2年5カ月の間に30回開催された。この審議を経て、2015年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部により「障害者総合支援法における障害支援区分一難病患者等に対する認定マニュアル」²⁸が策定された。2015年12月社会保障審議会障害者部会は「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」²⁹を取りまとめた。これに基づき2016年4月障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）改正案が国会に上程され5月25日可決成立した。

3. 障害者雇用

2002年の障害者基本計画および「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（いわゆる「骨太方針 2004」）³⁰において「障害者の雇用・就業、自立を支援するため、在宅就

²⁶ http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2012/02/dl/0208-2a01_00.pdf 参照。

²⁷ <http://www.eft.gr.jp/p-sspdact/120221shogaiwtiken.pdf> 参照。

²⁸ http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000083929.pdf 参照。

²⁹ http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000107988.pdf 参照。

³⁰ <http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2004/040604kaikaku.pdf> 参照。

労や地域における就労の支援、精神障害者の雇用促進、地域生活支援のためのハード・ソフトを含めた基盤整備等の施策について法的整備を含め充実強化を図る」という方針を定めた。2004年12月15日労働政策審議会は、その後の障害者雇用の推移を検討し、「今後の障害者雇用施策の充実強化について－就業機会の拡大による職業的自立を目指して－（意見書）」³¹をとりまとめた。これを受けて、2005年6月「障害者雇用促進法」が改正され、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、他の障害者施策との有機的な連携がはかられることになった。2007年12月に、労働政策審議会は「今後の障害者雇用施策の充実強化について－障害者の雇用機会の拡大に向けて－（意見書）」³²をとりまとめた。そこでは「多様な雇用形態への対応」「中小企業における雇用促進」「福祉、教育と連携した就労促進」などについて具体的に提案された。これを受けて、2008年12月「障害者雇用促進法」が改正された。

2008年9月に日本政府として署名した「障がい者の権利に関する条約」（前出）への対応も検討された。民主党政権発足後、2009年12月設置の「障がい者制度改革推進本部」（前出）では、障がい者雇用についても検討事項とされた。また、2009年12月30日閣議決定された「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ」³³でも「障がい者の就業率向上」が掲げられた。障害者雇用分科会は2010年4月「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する中間的な取りまとめ」³⁴をまとめた。そこでは差別禁止と合理的配慮を担保するための法制度の整備や、障害者の範囲の拡大、雇用における禁止すべき差別の内容、合理的配慮の内容について、検討の方向性を示した。

また、民主党政権のいわゆる「事業仕分」に対応するため、2009年11月に厚生労働省内に「雇用対策実態把握PT（プロジェクトチーム）」が設置され、2011年3月障害者雇用分科会に「障害者雇用納付金に基づく助成金の見直しについて」³⁵が提案された。

障害者権利条約への対応と、2010年6月の閣議決定を実現すべく、厚生労働省は2011年11月に省内に研究者・関係者を参集し、以下の3つの研究会を設置した。各研究会は2012年8月までに報告書「障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会報告書」³⁶「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会報告書」³⁷「地域の就労支援の在り方に関する研究会報告書」³⁸をとりまとめた。

³¹ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1215-3.html> 参照。

³² <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/02/dl/s0204-7f.pdf> 参照。

³³ <http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2009/1230sinseichousenryaku.pdf> 参照。

³⁴ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/dl/s0427-9c.pdf> 参照。

³⁵ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000017h1f-att/2r98520000017hel.pdf> 参照。

³⁶ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002k3s3-att/2r9852000002k429.pdf> 参照。

³⁷ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002k3s3-att/2r9852000002k422.pdf> 参照。

³⁸ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002k3s3-att/2r9852000002k42g.pdf> 参

障害者雇用分科会で集中的に検討し、2013年3月労働政策審議会名で「今後の障害者雇用施策の充実強化について（意見書）」³⁹を取りまとめ、厚生労働大臣に提出した。ここでは障害者権利条約と「整合性のとれたものとなるように」障害者雇用促進法を改正することを提案した。こうして2013年6月障害者雇用促進法が大改正された。この改正を受けて厚生労働省内に次の研究会を設置し、「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」⁴⁰をまとめた。これに基づき2015年3月厚生労働省は「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（案）」⁴¹および「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針（案）」⁴²を策定し、労働政策審議会はこれを承認した。こうして3月25日「障害者差別禁止指針」⁴³と「合理的配慮指針」⁴⁴が告示された。

4. 精神保健医療⁴⁵

2000年12月、公衆衛生審議会は「精神病床の設備構造等の基準について」⁴⁶において精神病床の機能分化を進める必要性をうたった。2002年3月には「精神障害者通院医療費公費負担の適正化のあり方に関する検討会報告書」⁴⁷が取りまとめられ、地域において医療提供を継続するあり方について検討した。2002年12月社会保障審議会障害者部会精神障害分会は「今後の精神保健医療福祉施策について」⁴⁸をまとめ、精神保健医療福祉サービス

照。

³⁹ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002xykj-att/2r9852000002xymz.pdf> 参照。

⁴⁰ http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000062550.pdf 参照。

⁴¹ http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000075986.pdf 参照。

⁴² http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000075998.pdf 参照。

⁴³ <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11704000-Shokugyouanteikyokukoureishougai koyoutaisakubu-shougai shakoyoutaisakuka/0000078975.pdf> 参照。

⁴⁴ <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11704000-Shokugyouanteikyokukoureishougai koyoutaisakubu-shougai shakoyoutaisakuka/0000078976.pdf> 参照。

⁴⁵ この項の基本文書の選定と内容の確認においては、高柳功・山本紘世・櫻木章司編著（2015）『二訂精神保健福祉法の最新知識—歴史と臨床実務』中央法規、188～195頁を参考にしている。

⁴⁶ http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1213-1_9.html 参照。

⁴⁷ 精神保健福祉研究会（2003）「精神障害者通院医療費公費負担の適正化のあり方に関する検討会報告書」『精神保健福祉関連法令通知集』ぎょうせい、1451～1457頁を参照。

⁴⁸ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/04/dl/s0411-7g.pdf> 参照。

は、「原則として、サービスを要する本人の居住する地域で提供されるべきである」ことを明確にした。同月 24 日閣議決定された「障害者基本計画」（前出）および「重点施策実施 5 年計画」⁴⁹においても「入院医療中心から、退院・社会復帰を可能とするための地域サービス基盤の整備」が盛り込まれた。

2002 年 12 月、厚生労働省は厚生労働大臣を本部長、厚生労働事務次官と審議官を副本部長とする精神保健福祉対策本部を設置した。同本部は中間報告として 2003 年 5 月「精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向」⁵⁰を発表し、地域ケア、地域生活の支援のための具体的な方策をとりまとめた。さらに、2003 年 10 月に設置した検討会のもとで、2004 年 3 月に「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会報告書～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すために～」（普及啓発検討会）⁵¹が取りまとめられた。

2004 年 7 月 13 日「今後の障害保健福祉施策について（中間的な取りまとめ）」（前出）は、精神障害、身体障害、知的障害の 3 障害に共通する枠組みを提示し、障害者自立支援法を基軸とする「精神保健福祉施策」を掲げた。2004 年 8 月 6 日には「精神病床等に関する検討会 最終まとめ」⁵²と「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会 最終まとめ」（地域生活支援検討会）⁵³が取りまとめられ、9 月 2 日には精神保健福祉対策本部の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（改革ビジョン）⁵⁴が発表された。そこでは「国民各層の……意識の変革」に取り組み「今後 10 年間」をかけて「精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化」を図ることをうたった。一連の動きを受けて、社会保障審議会障害者部会において厚生労働省は事務局提案として「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」（前出）を提出した。2005 年 11 月、精神保健福祉法が改正された。この改正は「普及啓発検討会」「精神病床等に関する検討会」「地域生活支援検討会」の報告書、「改革ビジョン」「改革のグランドデザイン案」に基づいたものであった。精神障害が身体障害、知的障害とともに障害施策として一元化された。

2008 年 4 月、厚生労働省障害保健福祉部のもとに「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」が設置された。検討会は 2008 年 9 月に「これまでの議論の整理と今後の検討の方向性（論点整理）」⁵⁵をまとめ、2009 年 9 月に報告書「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」⁵⁶をまとめた。報告書では「精神疾患には、このほか、高齢化の進行に伴って急増しているアルツハイマー病等の認知症や発達障害等も含まれており、精神疾患は、国民に広く関わる疾患である」と述べ、「地域において、本人が望む生活を送れるように支

⁴⁹ <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/gokanen.pdf> 参照。

⁵⁰ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/05/tp0515-1.html> 参照。

⁵¹ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/04/dl/s0411-7i.pdf> 参照。

⁵² <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/08/dl/s0806-5a.pdf> 参照。

⁵³ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/08/dl/s0806-7a.pdf> 参照。

⁵⁴ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/09/dl/tp0902-1a.pdf> 参照。

⁵⁵ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/09/dl/s0903-5b.pdf> 参照。

⁵⁶ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/09/dl/s0924-2a.pdf> 参照。

援する体制を構築すること」の重要性を訴えた。民主党政権下の「障がい者制度改革推進会議」（前出）で、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（一次意見）」（前出）がまとめられ、これをもとに2010年6月「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（前出）が閣議決定された。そこでは、①退院支援と地域生活支援による「社会的入院」の解消、②強制入院・強制医療介入に関する「保護者制度」の見直し、③医師や看護師の人員体制の充実などに着手することがうたわれた⁵⁷。①については、2010年9月総合福祉部会の第8回会議⁵⁸において「医療合同作業チーム」が設置され、「精神障害者に対する強制入院等の見直し」「地域医療の充実と地域生活への移行」「精神医療の一般医療体系への編入」「医療に係る経済的負担の軽減」「地域生活を容易にするための医療の在り方」について検討された。また、②については2010年5月厚生労働省障害保健福祉部に「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」（検討チーム）⁵⁹が設置され、検討された。R（ラウンド）1「アウトリーチ支援実現に向けた考え」⁶⁰、R2「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム第2R：認知症と精神科医療—とりまとめ」⁶¹、R3「入院制度に関する議論の整理」が取りまとめられたが、フルペーパーはR2のみである。③の人員体制の充実に関しては2012年3月に設置された「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会」⁶²で検討がなされた。上の「検討チーム」の議論を踏まえ、2013年6月に精神保健福祉法が改正され、2014年4月より施行された。そこでは医療確保のための指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、などがはかられた。また、2013年3月には「精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針に関する検討会」（指針検討会）が設置され、2013年12月「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針案」⁶³が策定され、2014年3月にその指針⁶⁴が告示された。「指針検討会」はその後も審議を継続し、6月に「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」⁶⁵をとりまとめた。

⁵⁷ 同前、192頁。

⁵⁸ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2010/10/1026-1.html> 参照

⁵⁹ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=141273> 参照。

⁶⁰ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課『精神障害者アウトリーチ推進事業の手引き』2011年4月も参照。この手引きは、http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/dl/chiikiikou_03.pdf でも参照できる。

⁶¹ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001xah3-att/2r9852000001xal3.pdf> 参照。

⁶² <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=141320> 参照。

⁶³ <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000032568.pdf> 参照。

⁶⁴ <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000046392.pdf>

⁶⁵ <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000051138.pdf> 参照。

5. 発達障害者支援法

発達障害者支援法は2004年12月、いわゆる「議員立法」として成立した。その経緯は発達障害の支援を考える議員連盟の記録⁶⁶および中山(2006)⁶⁷に詳しく書かれている。これらの文献によると、2004年2月から9月にかけて実務家、有識者、厚生労働省と文部科学省の担当者からなる「発達障害に関する勉強会」が開催されたという。そこで「意見のまとめ」がなされた⁶⁸。基本的な認識と考え方として「早期発見と適切な診断を行い、適切な療育や教育と環境調整を行うことにより、社会的機能を高め改善する効果が期待できる」ことなどを掲げた。これに呼応する形で、2004年4月27日に「発達障害の支援を考える議員連盟設立準備会」が設置され「設立の趣旨」が作成され、5月19日に超党派の議員連盟として正式発足した。そこで議員である事務局長から「[発達障害者支援法要綱案](#)」⁶⁹が示された。6月15日には「発達障害者支援法案⁷⁰」を連盟として承認した。11月19日議員連盟が中心となり、超党派による議員提出法案として「発達障害者支援法案」が衆議院に提出され、12月3日に国会で可決成立し、2005年4月施行された。

2005年1月に厚生労働省障害保健福祉部に「[発達障害者支援に係る検討会](#)」⁷¹が設置された。そこでは政令で定める発達障害の定義と専門的な医療機関の要件について審議した。さらに、発達障害者支援の推進に係る検討会が設置され、2008年8月厚生労働省障害福祉部に設置された検討会で「[発達障害者支援の推進に係る検討会報告書](#)」⁷²をとりまとめた。また、2008年7月「[障害児支援の見直しに関する検討会報告書](#)」⁷³において発達障害児の早期発見のための健診体制の整備や相談支援体制、就労支援の整備がうたわれた。2008年12月の「[社会保障審議会障害者部会報告～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～](#)」⁷⁴では、発達障害を障害者自立支援法上の障害者として明記することを主張した。これは2010年12月の障害者自立支援法改正で明記された。2010年1月の「[子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～](#)」⁷⁵でも発達障害の子どもへの支援の充実が掲げられた。2010年12月の児童福祉法改正では障害に「発達障がい」が盛り込まれた。以後、関連各法で発達障害が規定に盛り込まれた(2011年障害者基本法・障害者虐待防止

⁶⁶ 発達障害の支援を考える議員連盟編著(2005)『発達障害者支援法と今後の取り組み』、ぎょうせい。

⁶⁷ 中山忠政(2006)、「発達障害者支援法の制定—制定の経緯と今後の課題—」『小児保健研究』第65巻第1号、67-72頁。

⁶⁸ 発達障害の支援を考える議員連盟編著(2005)4～19頁。

⁶⁹ <http://www.autism.or.jp/topixdata/sienhou/20040519.pdf> 参照。

⁷⁰ 同前 202-207頁。

⁷¹ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=141294> 参照。

⁷² <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/09/dl/s0910-4h.pdf> 参照。

⁷³ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/09/dl/s0910-4f.pdf> 参照。

⁷⁴ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/dl/s1216-5a.pdf> 参照。

⁷⁵ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/vision/pdf/honbun.pdf> 参照。

法、2012年障害者優先調達推進法、2013年障害者雇用促進法・障害者差別解消法)。2016年5月、法律制定後10年を過ぎて、発達障害者支援法が議員立法で改正された。

(菅沼 隆)